

市営保育所の民間移管に関する意向調査結果の概要

1 修学院保育所及び淀保育所

(1) 回答状況

ア 移管を受ける意向

	修学院保育所	淀保育所
移管を受けることを検討したい	4	1
関心があり，詳しい話を聞きたい	1	3
合計	5	4

イ 移管後の運営形態

回答	修学院保育所	淀保育所
保育園	2	1
認定こども園	2	2
未定	1	1
合計	5	4

(2) 移管に関して知りたい点

	主な質問	回 答															
1	移管を受けるに当たっての条件を知りたい。	移管に当たっては、移管後の運営に係る基本事項を定めております。詳しくは、「平成29年度京都市営保育所移管先法人等募集要項(案)」の22～23ページを御覧ください。															
2	土地、建物の貸付料などの法人負担額や市からの補助金はいくらか。	土地貸付料等は、それぞれ以下のとおりです。 <table><tr><th></th><th>土地貸付料（年間）</th><th>建物譲渡額</th><th>建物貸付料（年間）</th><th>備品譲渡額</th></tr><tr><td>修学院</td><td>約 127 万円</td><td>算定中</td><td>約 419 万円</td><td>約 15 万円</td></tr><tr><td>淀</td><td>約 118 万円</td><td>算定中</td><td>約 398 万円</td><td>約 51 万円</td></tr></table> 土地貸付料については、移管開始後6年間は、京都市公有財産規則に基づき算出した額の1／4とします。表に記載の額は減額後の金額です。減額期間終了後の取扱いについては、協議のうえ、定めることとします。 建物譲渡額の3／4について、本市からの補助を予定しています。		土地貸付料（年間）	建物譲渡額	建物貸付料（年間）	備品譲渡額	修学院	約 127 万円	算定中	約 419 万円	約 15 万円	淀	約 118 万円	算定中	約 398 万円	約 51 万円
	土地貸付料（年間）	建物譲渡額	建物貸付料（年間）	備品譲渡額													
修学院	約 127 万円	算定中	約 419 万円	約 15 万円													
淀	約 118 万円	算定中	約 398 万円	約 51 万円													

	主な質問	回 答																														
3	引継ぎに必要な期間と人数について知りたい。	引継ぎに必要な期間と人数は、以下のとおりです。 <table><tr><th>修学院</th><th>職員</th><th>頻度</th></tr><tr><td>平成 30 年 4 月 ～ 平成 30 年 12 月</td><td>施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人</td><td>原則週 1 日 (主任保育士予定者は、 10 月～12 月は原則週 5 日)</td></tr><tr><td>平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月</td><td>施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人 担任予定者(各クラス1人) 6人 調理員予定者 1 人</td><td>原則週 5 日</td></tr></table> <table><tr><th>淀</th><th>職員</th><th>頻度</th></tr><tr><td>平成 30 年 4 月 ～ 平成 30 年 12 月</td><td>施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人</td><td>原則週 1 日 (主任保育士予定者は、 10 月～12 月は原則週 5 日)</td></tr><tr><td>平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月</td><td>施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人 担任予定者(各クラス1人) 7人 調理員予定者 1 人</td><td>原則週 5 日</td></tr></table> なお、引継ぎ・共同保育の期間については、前倒しについて審議中です。	修学院	職員	頻度	平成 30 年 4 月 ～ 平成 30 年 12 月	施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人	原則週 1 日 (主任保育士予定者は、 10 月～12 月は原則週 5 日)	平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月	施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人 担任予定者(各クラス1人) 6人 調理員予定者 1 人	原則週 5 日	淀	職員	頻度	平成 30 年 4 月 ～ 平成 30 年 12 月	施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人	原則週 1 日 (主任保育士予定者は、 10 月～12 月は原則週 5 日)	平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月	施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人 担任予定者(各クラス1人) 7人 調理員予定者 1 人	原則週 5 日												
修学院	職員	頻度																														
平成 30 年 4 月 ～ 平成 30 年 12 月	施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人	原則週 1 日 (主任保育士予定者は、 10 月～12 月は原則週 5 日)																														
平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月	施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人 担任予定者(各クラス1人) 6人 調理員予定者 1 人	原則週 5 日																														
淀	職員	頻度																														
平成 30 年 4 月 ～ 平成 30 年 12 月	施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人	原則週 1 日 (主任保育士予定者は、 10 月～12 月は原則週 5 日)																														
平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月	施設長予定者 1 人 主任保育士予定者 1 人 担任予定者(各クラス1人) 7人 調理員予定者 1 人	原則週 5 日																														
4	移管に対する地域住民や保護者の反応を知りたい。反対をされているのであれば、その理由や要望などを知りたい。	保護者は市営保育所の保育内容や保育水準の維持を求められております。																														
5	移管後の職員の処遇を知りたい。	移管年次については、共同保育のため、元副所長及び元担任保育士（各クラス1名）を移管後の保育園に必要な期間派遣します。																														
6	現在の年齢別各クラスの児童数、正規職員，フリー職員，調理師，非常勤職員の配置数を知りたい。	各保育所における年齢別児童数は、以下のとおりです（平成 29 年 4 月 1 日現在）。 <table><tr><th></th><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th><th>3 歳</th><th>4 歳</th><th>5 歳</th></tr><tr><td>修学院</td><td>8 人</td><td>11 人</td><td>17 人</td><td>22 人</td><td>20 人</td><td>22 人</td></tr><tr><td>淀</td><td>7 人</td><td>13 人</td><td>13 人</td><td>13 人</td><td>14 人</td><td>20 人</td></tr></table> 各保育所における職員配置数については、以下のとおりです。 <table><tr><th></th><th>保育士（うちフリー）</th><th>調理員</th></tr><tr><td>修学院</td><td>22(3)</td><td>2</td></tr><tr><td>淀</td><td>23(4)</td><td>3</td></tr></table> このほか、時間外保育のための非常勤嘱託職員が各保育所に 1 名ずつ配置されています。 上記保育士のうち、産休・育休の代替には臨時的任用職員が配置されています。		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	修学院	8 人	11 人	17 人	22 人	20 人	22 人	淀	7 人	13 人	13 人	13 人	14 人	20 人		保育士（うちフリー）	調理員	修学院	22(3)	2	淀	23(4)	3
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳																										
修学院	8 人	11 人	17 人	22 人	20 人	22 人																										
淀	7 人	13 人	13 人	13 人	14 人	20 人																										
	保育士（うちフリー）	調理員																														
修学院	22(3)	2																														
淀	23(4)	3																														

	主な質問	回 答
7	現在の嘱託医は引き続きお願いできるのか。	これまでの移管において、嘱託医を御紹介し、個々で契約していただいています。
8	申請者を対象とした事前説明会等は開催されるのか。	申請者を対象とした事前説明会等は開催しません。
9	耐震診断の結果を知りたい。	修学院保育所については、平成2年築の建物であり、新耐震設計基準の建築物です。 淀保育所については、平成13年度京都市有施設の耐震性に係る構造分類調査により耐震性能を確認済みです。
10	建築後、これまでに大規模修繕をしているのか。	淀保育所においては、屋上の防水改修を実施しております。 修学院保育所においては、大規模修繕は実施しておりません。

2 聚楽保育所

回答状況

現時点で応募を予定している	0
移管を受けることを検討したい	1
合計	1



2017年5月24日

各位

04-8401

京都市中京区京橋通下町9-4

京都市中央保育園内

京都市聚楽保育所保護者会

(代表 〇〇〇〇)

京都市聚楽保育所の民間移管に係る意向調査についてお願い

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。私たちは京都市中京区にある公立（京都市営）保育所である京都市聚楽保育所の保護者会（代表：〇〇〇〇）です。突然ご連絡を差し上げる非礼をお許しください。

さて、京都市は去る2014年10月に策定した『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』において、2017（平成29）年度から2019（平成31）年度にかけて、市内6ヶ所の市営保育所の運営を民間に移管（民営化）する方針を示しました。このなかで、聚楽保育所は2018（平成30）年度の移管に向けて、2016年度中に移管先法人等が選定される予定でした。

これに対し、民間移管に向けた現在までの京都市の説明や移管先法人等の審査・選定のあり方をはじめとして、移管先法人等に求める条件や引き継ぎ体制、障害等の様々な事情・背景を持つ子ども・保護者の受け入れ、移管後の検証のあり方等に不備や問題点が多々あり、現状の市営保育所における保育内容や保育水準を維持したまま民間移管を図ることは困難であること、したがって、移管により子どもや保護者への影響や負担が強く懸念されることから、私たち聚楽保育所保護者会としては、このままでは聚楽保育所の民間移管に同意しかねる状態が続いています。

京都市は、私たちの再三にわたる指摘にも関わらず、こうした不備や問題点の解消を図らないまま所与のスケジュールを優先し、2016年度には聚楽保育所の移管先法人等の募集に踏み切りました。しかしながら、幸いなことに、聚楽保育所が児童館との合築であり建て替えや補修に際して調整が難しいことや、移管に必要な人材の確保が困難であること、保護者会の反対が強く移管後の職員の負担が大きくなることが予想されること等を理由に、法人等からの応募が一件も無かったため、当初予定されていた2018年度の民間移管は不可能になりました。

この事態に対し京都市は2016年度末（2017年3月30日）に、次年度（2017年度）中の「再公募」を行わない方針であることを聚楽保育所保護者会に伝えておりました。ところが、それ以来、正式に何の説明もなされないまま、去る2017年5月16日には突然、京都市より保護者に対し「聚楽保育所の再公募に向け、平成31年度に民間移管を予定している他の市営保育所（修学院保育所及び淀保育所）とともに、平成29年5月中旬から市営保育所の民間移管に関する意向調査を行うことを京都市として決定しました」、「平成29年6月上旬を目途に意向調査の結果を取りまとめたうえで、今後の進め方について、再検討していくこととします」との通知が一方的になされたため、保護者会として大変困惑するとともに、京都市に対し強い憤りと不信感を抱かざるを得ませんでした。

※

以上を承けて、私たち聚楽保育所保護者会では、京都市内で認可保育所を運営されている法人の方々に対し、京都市による、しかるべき手続きを踏まない不当な「意向調査」に応じられないことがないように呼び掛けるとともに、仮に聚楽保育所の移管に対し応募を予定されている、あるいは移管を受けることを検討される場合は、私たち聚楽保育所保護者会の民間移管に関する考え方や基本的な要求事項、さらには当事者である子どもと保護者の立場や思いを尊重し、これらを十分に踏まえた上でご対応いただきますようお願いする次第です。

なお、京都市による保護者説明会や京都市と保護者会との意見交換会の記録類、聚楽保育所保護者会からの京都市や京都市子ども・子育て会議等に対する申入書や質問状など、聚楽保育所の民間移管に関わるこれまでの資料は、すぐにご提供できるように準備しております。応募を予定されている、あるいは移管を受けることを検討される法人等のご担当者様におかれましては、必ず当保護者会へお問い合わせの上、それらを手いいただき、これまでに示された全ての論点や考え方に対して、法人としてのご回答をご準備ください。

また、これまでの市営保育所の民間移管においては、全ての審査・選定が終了するまで、どのような法人が何組応募しているのか等、移管先法人等の募集に関する情報が一切明らかにされてきませんでした。これは、当事者であり受益者でもある子どもと保護者にとってはあまりにも理不尽であり、不当であると言わざるを得ません。

しかしながら、移管先法人等の選定に際して、申請者が市営保育所移管先選定部会の委員と接触することは禁じられていますが、申請者が移管対象保育所の保護者・保護者会に事前に連絡したり資料提供を受けたりすることについては特に制限は設けられておりません。したがって、聚楽保育所の移管に対し応募を予定される場合、あるいは移管を受けることを検討される場合は、当事者・受益者である子どもと保護者に無断で申請せず、必ず事前に当保護者会へお知らせいただき、あらかじめ意見交換の機会をお持ちいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、2016年度に行われた聚楽保育所の移管先法人等の募集に際して、私たち聚楽保育所保護者会が作成した「聚楽保育所の移管を希望される法人の方へ～京都市聚楽保育所保護者会からのお願い～」と「聚楽保育所における移管後の運営に係る基本要素事項」の改訂版を別紙として添付いたしました。これは、私たち聚楽保育所保護者会が、現状の聚楽保育所の保育内容や保育水準を維持しつつ民間移管を実現する上で、最低限必要と考える条件を挙げたものです。現時点においても聚楽保育所保護者会の基本的な考え方は変わっておりませんので、その内容が「理解できない」、あるいは「実現できない」のであれば、「意向調査」への回答自体をお控えください。

※

以上が厳守されない場合、仮に聚楽保育所の移管が実現したとしても、私たち聚楽保育所保護者会は共同保育や引き継ぎはもちろん、今後の保育所運営における一切の協力を拒否いたします。また、そのことによって子どもの育ちに何らかの不利益や不都合が生じた場合、あらゆる形で責任を負っていただくものであることを併せて申し添えます。

大変失礼かつ尊大な要求であることは重々承知しておりますが、事情をご賢察の上、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

聚楽保育所の移管を希望される法人の方へ

～京都市聚楽保育所保護者会からのお願い～

京都市聚楽保育所は、丸太町通りに近いですが、陽当たりもよく、街中にある保育所としては珍しく広い園庭を持った保育所です。地域の方からも大切にされ、40年近く、京都の市営保育所として子どもたちと保護者にとって重要な場所であり続けてきました。

ここを巣立っていった子どもたち、ここを大切に思い、過ごしてきたすべての保護者たちのために、聚楽保育所が民間移管されたのちの運営についてお願いがあります。

私たちの願いを踏まえて、移管先法人として応募し、審査を受けてください。

聚楽保育所にはたくさんの子どもたちが通ってきました。普通の子、ちょっと事情がある子、障害のある子…。聚楽保育所は、どんな子どもも温かく迎え入れてくれました。私たちはそんな聚楽保育所をととても大切に思っています。

今回、京都市が「市営保育所の民間移管」を進めるなかで、この大切な聚楽保育所が民間へ移管されることになりました。この話が出たとき、私たち保護者は大いに驚き、また動揺しました。先が見えない不安、安心して預けられた「場所」がなくなる…。そんな思いがたくさん頭のなかを巡りました。

当初、多くの保護者は民間への移管に「反対」の立場をとりました。現在でも、基本的には「反対」です。

しかし、反対を続けるには非常に大きな労力が必要です。毎日の仕事をし、子どもを育てながら反対を訴え続けるのは非常に辛いことです。私たちの生活にも影響が出てくるなか、子どもたちにとっても良くないと思い、聚楽保育所保護者会として、私たちの側から条件を提示し、これを遵守していただくことで、民間への移管を受け入れることにしました。

私たちが求める条件は裏面に記した通りです。

厳しい内容も含まれていると思いますが、私たちが大切にしてきた聚楽保育所を確実に引き継いでいただくにあたり、そのお覚悟をもってご応募いただきますようお願いいたします。

京都市聚楽保育所保護者会

1. 最低でも、2014（平成26）年度の京都市聚楽保育所における保育内容・保育水準を維持し続けること

※ 『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針』が改定され、聚楽保育所が民間移管対象保育所とされた時点での保育内容・保育水準を維持することを意味します。

2. いつまでも、一人ひとりの子どもとその保護者のための保育所であり続けること

※ 保育を必要としているから保育所が存在するということを意識してください。

3. 職員および法人役員の方たち全てが、常に一人ひとりの子どもの「最善の利益」を保障すること

※ 法人に関わる全ての人たちが、その役目を認識し、運営にあたってください。

4. 保護者会との関係性を維持し、保護者会の意向なく、保育に関わる内容の変更をしないこと

※ 必要に応じて三者協議会で提起の上、保護者会総会での決議を受けてください。

5. どんな家庭、どんな子どもでも、保育を必要とする人たちのために常に受け入れられる態勢を維持すること

※ 保育の必要性がそれぞれ異なるため、事情に応じて、年度途中でも受け入れ可能な体制を維持してください。

6. これまで聚楽保育所が行ってきた保育を尊重し、その内容を継続して行うとともに、「聚楽」の名称を残すこと

※ 別紙の保護者会からの基本要項に則って運営してください。

7. 営利のための保育所ではなく、福祉としての保育所であり続けること

※ 経営を考えなくてはならない法人の事情も理解はするが、何よりも保育を必要とする人のための運営を望みます。

8. 職員の満足度を高め、働きたいと思われる保育所であり続けること

※ 子どもたちへの影響を第一に考え、職員が安定して働ける保育所にしてください。

9. 上記8つの項目を移管当日から確実に実行するため、移管先法人として確定した日から準備すること

※ これまでの聚楽保育所の保育の蓄積は、共同保育期間だけでは到底引き継げるものではないとお考えください。

10. これらのことが「できない」「理解できない」のであれば、応募はお控えください

※ 我々保護者の思いを十分にご理解いただいた上で、ご応募ください。

聚楽保育所における移管後の運営に係る基本事項

※ 以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒するまでの期間とします。
 ※ この「基本事項」は、「平成28年度 京都市聚楽保育所移管先法人等募集要項」における「移管後の運営に係る基本事項」を踏まえつつ、
 聚楽保育所の保育内容・保育水準を維持・継承するため、聚楽保育所保護者会が移管先法人へ要求するものである。

I 保育所運営等

1 保育所運営等	
定員・運営	保育所又は認定こども園(幼保連携型又は保育所型)として運営すること 就学前までの継続した保育を保障すること 聚楽保育所の過去3年度の幼児別受入割合の平均を下回らない児童の受入れが可能な体制を確保すること
開所時間	月～土曜日まで以下の開所時間を確保すること 7時00分～19時00分
休所日	日曜日、祝日及び12月29日～1月3日のみとすること
乳児保育	産休明けから(生後57日以降)の保育を実施すること
費用負担	移管日の前日に在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議のうえ、過半数以上の保護者の同意を得て実施すること
保健・衛生	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員健康管理を徹底すること 児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること (0歳児に対する年12回の検診を実施すること等)
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び防火訓練を毎月実施すること AEDを設置し、定期的に救命救急に関する研修を行うこと
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること(苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置)
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発達・発達を促すこと
2 職員について	
職員数	京都市の基準に基づく保育士等を確保すること 障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること
施設長	専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと ・認可保育所での保育経験12年以上 ・社会福祉事業の経験15年以上(うち認可保育所施設長6年以上) または、 ・市営保育所施設長と同等の基準を満たす者を専任の施設長とすること
保育士	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること ・保育士等(保育士、保育教諭、幼稚園教諭)として経験12年以上あり、3年以上の障害児保育経験を有する保育士を2人以上(うち1人は3年以上の乳児保育経験のある者) ・保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上 なお、 ・平成28年度時点における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと
引継ぎ・共同保育	京都市が指定する引継期間において、市が指定する職員(保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員)を配置すること(※) ※ 移管前年度の 4月～8月 施設長予定者、主任保育士予定者、調理員予定者 原則週1回 10月～12月 施設長予定者 原則週1回、主任保育士予定者、調理員予定者 原則週5回 1月～3月 施設長予定者、主任保育士予定者、担任予定者 調理員予定者 原則週5回 引継・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も継続して当該保育所で保育に従事すること 引継ぎ・共同保育にあたっては、移管日の前日までの聚楽保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること 移管前に聚楽保育所において勤務する随時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き継ぎ移管を受けた保育所において現状と同等以上の待遇条件で勤務させること 移行期間としての共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に応じ、適切に対応すること
職員の育成	当分の間は、下記をはじめとする市が実施する市営保育所職員研修に出席させること (随時別研修) 新規採用保育士研修(1年目)、初任保育士研修(3年目) 中堅Ⅰ保育士研修(8年目)、中堅Ⅱ保育士研修(15年目) 中堅Ⅲ保育士研修(20年目)、主任研修 (分野別研修) 乳児保育担当者研修、幼児保育担当者研修、障害児保育担当者研修、造形研修、地域子育て支援拠点事業担当者研修、調理師研修 保育士に、保育の質の向上を目的とする「自己評価チェックシート」等を用いて自らの保育実践を評価させ、職員相互の話し合い等を通じて保育所全体の保育の内容に関する認識を深めることで、専門性および保育の質の向上のための課題を明確にし、その保育実践の改善を図ること その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと

第三者評価の受審	移管後、3年以内に第三者評価を受審し、移管に関する検証を実施するとともに、その結果を公表すること 移管後の運営については、京葉保育所が平成25年度に受審した一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様・類似の評価項目において、また総合的に見て、その結果を下回ることがないよう努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表すること
三者協議会の設置	当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに、「保護者会別紙」に基づいて運営される三者協議会で決定された事項については遵守すること（「保護者会別紙」参照） 保育体制の確保（ただし保育標準時間の時間帯に限る）等、保護者代表の出席に配慮すること
情報開示	保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること
基本事項の遵守状況の検証	本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときにはこれに必ず応じること
内容の変更	移管日の前日に在籍している児童が卒所した後であっても、基本事項の内容の変更には当たっては、保護者と協議の上、過半数以上の保護者の同意を得ること
基本事項に違反した場合の取扱い	申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市および保護者からの損害賠償請求に応じること 移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、当該保育所の運営を速やかに京都市に返還し、これに係る費用の損害賠償請求に応じること
保護者対応	保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に必ず対応するとともに、誠意をもって解決すること
その他	現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は縮小しないこと 移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと 遺物を譲渡又は担保に供さないこと 遺物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に帰入すること 京葉保育所と地域住民との関係を維持し、地域に根差した保育所・園であり続けること

II 保育内容等

保育内容全般	保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育、「市営保育所 保育のガイドライン」参照）を遵守し、保育運営を行うこと
障害児保育	京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し、障害児保育を積極的に実施すること 現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を確実に引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を必ず保障すること
配慮が必要な子どもの受入れ	アレルギーのある子ども、障害児（疑いのある子を含む）、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な子ども（疑いのある子を含む）、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れること
年間行事	当分の間は、現在の行事（数、種目、内容等）を維持すること
宗教的な保育	子どもおよび保護者の信教の自由に十分に配慮し、保育理念や方針、目標、具体的な保育実践や行事等において宗教性を排すること（クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可）
給食・調理	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと 当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること 食材の安全性を確保し、その情報を公開すること 栄養士による献立作成を行うこと 食物アレルギー等、一人ひとりの子どもの発達・発達や心身の状態に応じた食事の提供を行うこと 幼児に対する主食（月～土）の提供を行うこと 土曜日の給食の提供を行うこと
子育て支援事業	園庭開放、子育て相談等、地域子育て支援事業を実施すること

聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会について

1 設置の目的

市営保育所の民間移管に関して、入所児童等への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人等及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、移管に当たっての課題等について協議するもの。

2 構成

(1) 保護者

保護者代表（各2名以上）

(2) 移管先法人等

園長（予定者）、主任保育士（予定者）

(3) 京都市

聚楽保育所 所長（移管時まで）、副所長（共同保育終了時まで）

保育課 担当課長 2名

(4) その他

三者協議会において必要と認めた者

なお、三者協議会の招集権は保護者、移管先法人等、京都市の三者が持ち、このうち一者が必要に際して三者協議会の招集を提起した場合、他の二者は必ずこれに応じなければならない。また、三者協議会は保護者代表の3分の2以上の出席（委任状を含む）および過半数以上の実出席をもって成立する。

3 協議事項

(1) 引継ぎ及び共同保育の内容に関する事

(2) 移管後の保育所等の保育の内容に関する事

(3) その他移管後の保育所等の運営に関し必要とする事

なお、「移管後の運営に係る基本事項」の内容の変更をはじめとして、子どもと保護者の利害に関わる重要な事項については、三者協議会において協議のうえ、臨時の保護者総会において議決する。この場合、保護者総会の成立要件および議決要件は、現行の聚楽保育所保護者会の会則に準じる。

4 設置時期

平成29年4月（予定）

5 開催頻度

年5回程度（予定）（臨時開催あり）

6 設置期間

移管日の前日に在籍しているすべての児童が移管後の保育所等を退所するまでの期間。

ただし、三者協議会で協議のうえ、保護者総会での議決により、これを短縮し、又は延長することができる。

7 開催場所

聚楽保育所及び移管後の保育所。必要に応じて、三者協議会で協議のうえ、開催場所の変更を決定することができる。

8 傍聴

聚楽保育所及び移管後の保育所に入所している児童の保護者及び聚楽保育所及び移管先法人等の職員は、会議を傍聴することができる。